

融雪槽補助金のご案内

この制度は、市内の住宅等に融雪槽を設置する際に、その費用の一部を補助することで、居住環境の向上や地域経済の活性化を図ることを目的とします。

対象者

- 市内に住民票があり居住している**住宅**に融雪槽を設置する者(個人・注文住宅 契約者(別途要件有))又は、市内に所有している共同住宅に融雪槽を設置する者(個人・法人)
※市税の滞納がないこと

対象経費

- 市内事業者による50万円(税抜)以上の融雪槽設置工事費
【対象外となる費用】融雪槽設置と関連がない工事費、移動型の融雪機器、設計費、事務所及び店舗等の居住用以外の部分の工事費
【兼用住宅の場合】住宅部分の面積が全体の1/2以上であることが補助要件となります。住宅部分と全体の面積が分かる書類の提出が必要になります。

対象要件

- 申請者、対象住宅が令和6年度及び令和7年度に「石狩市住宅リフォーム補助金、石狩市融雪槽補助金、石狩市空家購入補助金」の交付を受けていないこと
- 重複計上が認められない他の補助金等との併用をしていないこと
- 建築基準法および関係規定に明らかな違反がないこと

※車庫・物置・カーポートなど増改築は、確認申請が必要となる場合がありますので必ず確認してください。確認申請が必要な工事で、手続きを行っていない場合は、補助の対象となりません。

補助額

- 融雪槽設置工事費(税抜)(ロードヒーティング含)の10%、上限15万円

募集時期	第1期募集(募集枠1,600万円分)	第2期募集(募集枠400万円分)
		抽選申込: 令和7年3月13日(木)~4月10日(木) 抽選日: 令和7年4月15日(火) AM10:00 抽選会場: 石狩市役所 会議室 交付申請: 令和7年4月17日(木)~6月2日(月) 注意事項: 交付申請時に申請額の増額可(2割まで)

※抽選会への参加は任意です。会場にいらっしゃらなくても、当選した方には、後日郵送でご連絡いたします。

第1期、第2期とも申込が予算枠内であれば抽選は実施しません。第2期で申込額が募集枠内の場合、以後予算の範囲内で追加(先着)の交付申請を受け付けします。

申込方法

- 抽選申込や交付申請は、期間内に建築住宅課窓口にて受付します
※事情により来庁出来ない場合は、建築住宅課までご相談願います
- 抽選申込書は、建築住宅課窓口で配布します。(又はHPからダウンロード)

○ 補助金の申請には、**まず「抽選申込書」の提出をお願いします!**

R7からオンライン開始!!

スマホで抽選申込できます!




実績報告

- 令和8年2月27日(金)まで

※申請方法等の流れ詳細は裏面の「手続きフロー図」をご覧ください

手続きフロー図 「融雪槽補助金」

※交付決定前に契約してしまうと、

事前着手となり補助は受けられなくなりますので、ご注意ください。



1 抽選申込書提出

R7からオンラインでも抽選申込できます!!

提出書類 ①抽選申込書 , ②見積書(※第2期申し込みのみ)



公開抽選会実施 交付申請予定者(当選者)決定

※抽選結果については、市役所 建築住宅課の窓口とホームページでも公開いたします。抽選番号でご確認ください。ホームページは、抽選日の16:00までには更新予定です。

当選者に対し、補助金申請予定者決定通知書を送付

※②補助金交付申請に必要な下記提出書類の①⑦について郵送します。※落選した方には何も郵送されません。

2 補助金交付申請書提出

※対象期間内に申請してください

提出書類

①補助金交付申請書

②補助対象住宅の位置図及び配置図(地図等のコピーでも可)

③申請者の住民票・・・・・・・・・・※市役所1階①番窓口(市民課)

④申請者の納税証明書(市税の滞納が無いことの証明)・・・・・・・・・・※市役所1階⑤番窓口(納税課)

⑤工事費用がわかる見積書と内訳書の写し
(※第2期は変更無い場合は不要)

⑥工事の施工前の状況がわかる写真(カラー)

⑦支払口座振替依頼書兼債権者マスタ登録票

③は住民票のある市町村で取得してください。
④は、市外の方も石狩市役所で取得してください。
石狩市では、それぞれの窓口で「補助金の申請に使う」とお伝えください。手数料はかかりません。

⑧補助対象住宅の登記事項証明書
(共同住宅所有者が申請する場合)

⑨申請する法人の登記事項証明書
(共同住宅所有者が法人の場合・③不要)

⑩補助対象住宅の工事請負契約書の写し
(新築住宅に設置する場合)

⑪住宅部分と全体の面積が分かる図面・書類
(兼用住宅の場合)

交付決定通知書を送付

※③完了実績報告に必要な下記提出書類の①⑦⑧について郵送します。

工事請負契約締結(工事着手)

請負契約書の作成はリフォーム業者の様式で可です。
※契約書は、リフォーム協会のHPを参照願います。

変更・中止承認申請書提出 ※工事内容を変更または中止(キャンセル)する場合

一部工事中止での減額、修繕箇所が増加したことによる増額などの場合は、変更承認は不要です。

実績報告書提出の際に「軽微な変更」として提出してください。

なお、減額の場合、補助金額は工事費に合せて減額となりますが、増額の場合、補助金額は交付決定のままとなります。

工事完了(代金支払い)

3 実績報告書提出

※工事完了日から30日以内または 令和8年2月27日(金)まで

提出書類

①補助金実績報告書

②請負契約書の写し(押印、印紙あり。契約日は交付決定後の日付)※軽微な変更がある場合は、変更後の額

③領収書等の写し(押印、印紙あり。領収日が確認できること)※軽微な変更がある場合は、変更後の額

④融雪槽工事の施工後の状況がわかる写真(カラー)

⑤融雪槽工事が許可等を要する場合は許可証の写し

⑥軽微な変更がある場合、変更後の費用がわかる

見積書の写し及び内訳書の写し

⑦請求書(日付未記入、押印不要)

⑧アンケート

<新築住宅に設置する場合>

⑨交付対象者の住民票の写し

⑩補助対象住宅の登記事項に係る

全部事項証明書の写し

交付額確定通知書を送付

※支払い先銀行と支払い予定日をお知らせします。

完了実績報告を提出後2週間程度でお知らせいたします。土日祝日の関係で前後します。詳しくは、通知でご確認ください。

登録口座へ補助金支払い

石狩市役所 建築住宅課住宅政策担当

市役所

